令和元年度地域別最低賃金改定予定一覧

都道府	県名	最低賃金時間額【円】	改定予定後の金額
		平成 30 年度	令和元年 10 月改定予定
北海道	İ	835	861
青森	¥	762	788
岩	F	762	788
宮ヶ	或	798	824
秋田	B	762	788
山 飛	ij	763	789
福息		772	798
茨 坊	或	822	849
栃オ	k	826	853
群	Ë	809	835
埼 3	E	898	926
千	Ę	895	923
東京	į.	985	1, 013
神奈川	I	983	1, 011
新	自	803	829
富山	Ц	821	848
石川	I	806	832
福ま	‡	803	829
山季	¥	810	837
長 野	F	821	848
岐阜	〕	825	851
静	4	858	885
愛失	: 0	898	926
三 重	Ē	846	873
滋	E	839	866
京	fß	882	909

大 阪	936	964
兵 庫	871	898
奈 良	811	837
和歌山	803	829
鳥取	762	788
島根	764	790
岡山	807	833
広 島	844	871
山口	802	828
徳島	766	792
香川	792	818
愛媛	764	790
高 知	762	788
福岡	814	840
佐賀	762	788
長崎	762	788
熊本	762	788
大 分	762	788
宮崎	762	788
鹿児島	761	787
沖縄	762	788
全国過重平均	874	901

※現時点ではまだ確定はしていません。なお、令和元年10月より順次発効されます。

令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について(令和元年10月改定予定)

(R1.7.31 厚生労働省労働基準局賃金課より)

ランク	都道府県		
A (28 円)	埼玉・千葉・東京・神奈川・愛知・大阪		
B (27円)	茨城・栃木・富山・山梨・長野・静岡・三重・滋賀・京都・兵庫・広島		
C (26 円)	北海道・宮城・群馬・新潟・石川・福井・岐阜・奈良・和歌山・岡山・山口・		
	徳島・香川・福岡		
D (26 円)	青森・岩手・秋田・山形・福島・鳥取・島根・愛媛・高知・佐賀・長崎・熊		
	本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄		

月給者の場合の確認方法→月給者も確認が必要です。

(厚生労働省の HP より引用)

(1) 時間給制の場合

時間給≧最低賃金額(時間額)

(2) 日給制の場合

日給÷1日の所定労働時間≥最低賃金額(時間額)

ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、

日給≧最低賃金額(日額)

(3) 月給制の場合

月給÷1 箇月平均所定労働時間≥最低賃金額(時間額)

- (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合 出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期 間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当 たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。
- (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合 例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、 それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと 最低賃金額(時間額)を比較します。

【月給制の場合の換算方法1:〇〇県で働くAさんの場合】

基本給	120,000円
職務手当	30,000円
通勤手当	5,000円
時間外手当	35,000円
合計	190,000円
労働時間/日 年間労働日数 ○○県の最低賃金	8時間 250日 850円

〇〇県で働く労働者Aさんは、月給で、基本給が月120,000円、職務手当が月30,000円、通勤手当が月5,000円支給されています。また、この他残業や休日出勤があれば時間外手当、休日手当が支給されます。M月は、時間外手当が35,000円支給され、合計が190,000円となりました。

なお、Aさんの会社は、年間所定労働日数は 250 日、1 日の所定労働時間は 8 時間で、〇〇県の最低賃金は時間額 850 円です。

Aさんの賃金が最低賃金額以上となっているかどうかは次のように調べます。

(1) A さんに支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金を除きます。 除外される賃金は通勤手当、時間外手当であり、職務手当は除外されませんの で、

190,000 円 - (5,000 円 + 35,000 円) = 150,000 円

(2) この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、

(150,000 円×12 か月)÷(250 日×8 時間)=900 円>850 円

となり、最低賃金額以上となっています。

【日給制と月給制の組み合わせの場合の換算方法 2: △△県で働くBさんの場合】

基本給(日給)	4,600円
M月 の労働日数	20日
職務手当	25,000円
通勤手当	5,000円
合計	122,000円
労働時間/日	8時間
年間労働日数	250日
△△県の最低賃金	800円

△△県で働く労働者Bさんは、基本給が日給制で、1日あたり4,600円、各種 手当が月給制で、職務手当が月25,000円、通勤手当が月5,000円支給されてい ます。M月は、20日間働き、合計が122,000円となりました。なお、Bさんの 会社は、年間所定労働日数は250日、1日の所定労働時間は8時間で、△△県の 最低賃金は時間額800円です。

Bさんの賃金が最低賃金額以上となっているかどうかは次のように調べます。 (1) Bさんに支給された手当から、最低賃金の対象とならない賃金の通勤手当を除きます。

30,000 円-5,000 円=25,000 円

(2)基本給(日給制)と手当(月給制)のそれぞれを時間額に換算し、合計すると、

基本給の時間換算額 4,600 円÷8 時間/日=575 円/時間

手当の時間換算額 (25,000 円×12 か月)÷(250 日×8 時間)=150 円/

時間

合計の時間換算額 575 円+150 円=725 円<800 円

となり、最低賃金額を下回ることになります。

【歩合給制の場合の換算方法 1: □□県で働く C さんの場合(完全歩合給制の場合)】

歩合給 136,000円時間外割増賃金 5,100円(136,000円+200時間×0.25×30時間)深夜割増賃金 2,550円(136,000円+200時間×0.25×15時間)総支給額 143,650円月間総労働時間 200時間所定労働時間 170時間(1年間における1箇月平均所定労働時間数)時間外労働時間 30時間深夜労働時間 15時間

□□県のタクシー会社で働く労働者 C さんは、あるM月の総支給額が 143,650 円であり、そのうち、歩合給が 136,000 円、時間外割増賃金が 5,100 円、深夜 割増賃金が 2,550 円となっていました。なお、C さんの会社の 1 年間における 1 箇月平均所定労働時間は月 170 時間、M月の時間外労働は 30 時間、深夜労働が 15 時間でした。□□県の最低賃金は、時間額 850 円です。

Cさんの賃金が最低賃金額以上となっているかどうかは次のように調べます。
(1) Cさんに支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金を除きます。
除外される賃金は、時間外割増賃金、深夜割増賃金であり、

143,650 円 - (5,100 円 + 2,550 円) = 136,000 円

(2)この金額を月間総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額と比較すると、

136,000 円÷200 時間=680 円<850 円

となり、最低賃金額を下回ることになります。

【歩合給制の場合の換算方法 2:××県で働くDさんの場合(固定給と歩合給が 併給される場合)】

固定給 119,000円 42,000円 (精告勤手当、通勤手当及び家族手当を除く。) 固定給に対する時間外割増賃金26,250円 (119,000円÷ 170時間× 1,25×30時間) 歩合給に対する時間外割増賃金 1,575円 (42,000円÷200時間×0.25×30時間) 788円 (42,000円÷200時間×0.25×15時間) 192,238円 月間総労働時間 200時間 170時間 (1年間における1箇月平均所定労働時間数) 時間外労働時間 30時間 深夜労働時間 15時間

××県のタクシー会社で働く労働者 D さんは、あるM月の総支給額が 192, 238 円であり、そのうち、固定給が 119,000 円(ただし、精皆勤手当、通勤手当及 び家族手当を除く。)歩合給が 42,000 円、固定給に対する時間外割増賃金が 26,250 円、固定給に対する深夜割増賃金が 2,625 円、歩合給に対する時間外割 増賃金が 1,575 円、歩合給に対する時間外割増賃金が 1,575 円、歩合給に対す る深夜割増賃金が 788 円となっていました。なお、D さんの会社の 1 年間にお ける 1 箇月平均所定労働時間は月 170 時間で、M月の時間外労働は 30 時間、深 夜労働が 15 時間でした。××県の最低賃金は、時間額 850 円です。

Dさんの賃金が最低賃金額以上となっているかどうかは次のように調べます。

(1) 固定給(最低賃金の対象とならない賃金を除いた金額)を1箇月平均所定 労働時間で除して時間当たりの金額に換算すると、

119,000 円÷170 時間=700 円

(2) 歩合給(最低賃金の対象とならない賃金を除いた金額)を月間総労働時間 数で除して時間当たりの金額に換算すると、

42,000 円÷200 時間=210 円

(3) 固定給の時間換算額と歩合給の時間換算額を合計し、最低賃金額と比較すると、

700 円+210 円=910 円>850 円

となり、最低賃金額以上となっています。

なお、最低賃金の計算の際、除外される手当は、

- ・精皆勤手当
- ・家族手当
- ・通勤手当
- ・時間外、休日、深夜勤務手当などとなります。

以上